

自民党結党直後の事前審査制

——「母子福祉資金の貸付等に関する法律」の改正過程を事例として——

奥 健 太 郎

The Japanese Political Decision Making Procedure just after the Foundation of the Liberal Democratic Party

Kentaro OKU

Abstract

It is well known that the government led by the Liberal Democratic Party (LDP) in Japan has had a unique decision making procedure called “Jizen Shinsasei” . Under the procedure, cabinets have had to get prior approval from the LDP to send bills to the Diet. It is said that this procedure was introduced mainly in order to preempt debate and closely coordinate views between the executive branch and the LDP.

Earlier literatures had regarded for a long time that the procedure was introduced in 1962, when the so-called Akagi memo, which required the procedure, was sent to the Ikeda’s cabinet. To the contrary, my paper published in 2014 demonstrated with quantitative methods that the procedure was started in 1955, just after the LDP was founded. However, the paper did not qualitatively reveal how the procedure was implemented in fact. That is why this case study aims to reveal the reality of the procedure at that time.

A case this paper covers is the two revision processes of a law concerning the Mother and Child Welfare Policy from 1956 to 1957. As this paper will show, these revisions were very minor and did not require much from the state budget. Therefore, it was not necessarily needed for the LDP and the executive branch to closely coordinate on this matter. Nevertheless, as this paper reveals, the procedure, the “Jizen Shinsasei” , was strictly adhered to. In conclusion, this case study indicates that the procedure was almost comprehensively implemented even at that time, because even in such a minor circumstance the procedure was still used.

1. はじめに

近年、筆者が取り組んできた研究は、自民党政権の政策決定システムの根幹というべき事前審査制¹⁾の史的検証である。従来の通説では、事前審査制は1962年の赤城宗徳総務会長発大平正芳官房長官宛書簡（以下赤城書簡）を起点として始まったと見られてきた。これに対し、筆者は「事前審査制の起点と定着に関する一考察」（『法学研究』、2014年1月）の中で次のような説を提示した。

①自民党の前身政党である自由党でも、政調会による法案の事前審議²⁾は広く行われていた。

②1955年自民党結党とともに、自民党政調会の事前了承が法案の閣議決定の条件となった。事前審査制の起点は1962年ではなく1955年である。

③結党当初は多少混乱があったものの、政調会による閣議決定前の事前審査は1960年代初頭には定着していた。

同論文では、事前審査制が1955年12月に導入されたことを裏づけるとともに、事前審査制の定着の度合いを数量的に論証した。ただし、実際にどのように政調会が事前審査を行っていたのか、具体的に明らかにすることはできなかった。そこで本稿は一つの事例に焦点を絞り、自民党結党直後の事前審査制の実像を詳細に明らかにする。本稿が焦点をあてる事例は、当時の母子福祉行政の一つの柱ともいえるべき「母子福祉資金の貸付等に関する法律」（以下、母子福祉資金貸付法）の二回の改正過程（第24通常国会、第26通常国会）である。ここで用いる資料は、当時の厚生省児童局（母子福祉行政を所管）の局長であった高田浩運の日記である。同日記には、法律改正をめぐる厚生省と自民党、厚生省と大蔵省の調整過程が詳細に記録されており、官僚の視点からみた³⁾事前審査の実像をリアルに復元できる。

本論に入る前に、母子福祉資金貸付法の中身およびその改正内容について確認しよう⁴⁾。

母子福祉資金貸付法とは戦争による母子家庭の激増を背景に、1952年に成立した法律で、「配偶者のない女子であって現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、必要な資金の貸付を行うことなどにより、その経済的自立の助成と生産意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する」ことを目的としている。同法により、母子福祉資金貸付制度が創設され、貸付資金には「生業」、「支度」、「技能修得」、「生活」、「事業継続」、「修学」、「修業」の7つの種類があった。ちなみに、同法と最も関係の深い団体である全国未亡人協議会（以下、全未協）のある幹部は、未亡人たちが7種の貸付資金を「七色の虹」と呼んで、同法の成立を喜んだと回想している⁵⁾。

本稿は同法の二つの改正過程に焦点をあてる。第一の改正は第24国会（1955-1956年）における改正で、改正点は、①貸付資金の対象として「住宅補修資金」を加え、②修学資金について高校生月額700円を1000円に引き上げ、③償還期の支払猶予または減免を可能にする、の3点であったが、政治過程で問題となったのは①であった。

第二の改正は第26国会（1956-1957年）における改正で、改正の要点は貸付資金の中央と地方の負担割合であった。改正前、貸付資金は国が2分の1、都道府県が2分の1を負担することが規定されていたが、当時の財政難のなか、国が予算を計上していても、都道府県が予算を計上しないことも多かった。そのため国の予算が消化できず、母子への貸付が滞るという事態が生じていた。この点を厚生省は昭和31年版の『厚生白書』において、「国の予算が消化しきれない状況で、母子家庭のこの需要に応ずることができないのははなはだ残念である」と嘆き⁶⁾、1957年の改正で、国の負担割合が2分の1から3分の2へと引き上げられたのである。

予算面からも母子福祉資金貸付法を検討しておこう。予算的には母子福祉貸付金は小額である。表1は『国の予算』⁷⁾ 昭和31年度版、表2は昭和32年度版のデータを基に作成したものである。昭和31年度予算では、国家予算の歳出総額は約1兆300億円であったが、社会保障関係費は約1130億円、このうち「児童保護その他社会福祉費」は約760億円、その中で母子福祉貸付金の予算は4億5千万円にすぎない。昭和32年度は国庫負担率が引き上げられた関係で、母子福祉貸付金として5億9000万円が計上されている。

以上が母子福祉資金貸付法およびその改正の内容であったが、この事例を検証することにどのような意味があるだろうか。

上述のように、二つの法改正は変更の内容も小幅で予算的にも小額で、新聞等で報じられることはほとんどなかった。つまり、政治的にも小さな案件、すなわち政府与党間、与党内の調整の必要性の少ない案件だったと考えられる。とするならば、この事例を研究することに意味がないと一見思われがちであるが、必ずしもそうではない。そもそも事前審査制は、与党内部、政府与党間の事前調整を行うことで、政権運営を円滑に進めるために導入されたと考えられる⁸⁾。したがって、調整の必要性の高い案件を事前審査することは合理的であるが、調整の必要の少ない案件をわざわざ事前審査することは理屈に合わない。それにもかかわらず、本事例のような小さな政治案件ですら厳格に事前審査をしていたならば、それは自民党結党直後から事前審査がかなり包括的に実施されていたことを示しているのではないだろうか。

このような見通しの下、本稿は母子福祉資金貸付法の改正過程を事前審査制に焦点を当てて明らかにする。なお、これまでの研究は結党当初の政調会を「アマチュア」⁹⁾、「官僚のいいなり」¹⁰⁾等と論じてきたが、本研究はそのような見方をも修正することになるで

表1 母子福祉貸付金の予算額（昭和31年度）

（単位千円）

社会保障関係費の内訳		2. 児童保護その他 社会福祉費の内訳		iii 母子福祉 貸付金の内訳	
1生活保護費	36,278,954	i 児童保護費	6,431,902	生業	234,598
2児童保護その他社会福祉費	7,595,329	ii 身体障害者保護費	366,988	支度	50,099
3遺族及び留守家族等援護費	4,958,658	iii 母子福祉貸付金	450,000	技能修得	37,293
4社会保険費	16,069,117	iv 社会福祉振興費	100,000	生活	22,356
5失業対策費	35,167,000	v 社会福祉諸費	246,439	事業継続	80,854
6結核対策費	13,366,240			修学	192,653
				修業	38,304
				住宅補修	18,990
				返還金	-228,037
小計	113,435,298	小計	7,595,329	小計	447,110

出所：財政調査会編『国の予算（昭和31年度版）』。（同友書房，1956年）のデータから筆者作成

表2 母子福祉貸付金の予算額（昭和32年度）

（単位千円）

社会保障関係費の内訳		2. 児童保護その他 社会福祉費の内訳		iii 母子福祉 貸付金の内訳	
1生活保護費	36,506,876	i 児童保護費	7,048,600	生業	482,993
2児童保護その他社会福祉費	9,311,118	ii 身体障害者保護費	375,436	支度	45,295
3遺族及び留守家族等援護費	7,084,857	iii 母子福祉貸付金	590,000	技能修得	76,307
4社会保険費	20,151,896	v 社会福祉諸費	600,223	生活	43,147
5失業対策費	34,792,000	v 婦人保護費	307,993	事業継続	161,200
6結核対策費	14,796,071	vi 社会福祉事業 振興会出資	100,000	修学	535,392
		vii 原爆障害対策費	173,527	修業	42,592
		viii 国立ろうあ者 更生指導所	57,688	住宅補修	37,980
		ix 国立精神薄弱児 養護院	57,649	返還金	-549,188
				差引	875,718
小計	122,642,818	小計	9,311,116	国庫貸付額 (2/3)	590,000

出所：財政調査会編『国の予算（昭和32年度版）』。（同友書房，1957年）のデータから筆者作成

あろう。

2. 第24国会における改正過程

(1) 予算編成段階

① 概算要求段階

本稿が焦点をあてる母子福祉資金貸付法の改正法案は、いずれも政府提出法案である。政府提出法案は省庁が準備し、予算関連法案であれば予算確保が必要であるから、予算編成の段階から論を起こす必要がある。

予算編成は各省庁が大蔵省に8月末概算要求を提出するところから始まる。厚生省は母

子福祉貸付金として5億円の予算要求していたようであるが¹¹⁾、詳細な内訳までは分からない。ただ、ここで重要ことは、概算要求の際、住宅補修を貸付の対象に加えること（第24国会の法改正のポイントである）を正式決定していなかったことである。このことは、大蔵原案内示前の国会審議から推測される。1955年12月23日、厚生省は翌年度の母子福祉対策を問われたが、高田は次のように回答している¹²⁾。

○高田説明員 母子福祉資金の貸付に関しまする問題につきましては、当委員会において非常な御熱意を傾注されまして、その結果母子家庭が非常な光明を得るに至りましたことは衆目の見るところでございますし、さきに就学資金の貸付につきまして、大学の分につきましては、お話のように二千元から三千元以内ということに引き上げられましたけれども、高等学校分につきましては七百元ということに据え置きになっております。これにつきましては母子福祉大会等においても、きわめて熱烈なる引き上げの要望もあった点でございますが、私どもといたしましては、かかる事情にかんがみまして、三十一年度の予算要求として、一件七百元から千円に上げてもらいたいという要求を出し、せっかく努力中でございます。

ここで高田が言及するのは就学資金の貸付額の引き上げであり、住宅補修に一切言及していない。後述するように、住宅補修資金の貸付は未亡人団体の切願するところであったから、もし概算要求でそれを盛り込んでいたならば、国会でも言及したはずである。それゆえ、住宅補修の貸付は概算要求に入っていなかったと推測されるのである。

②復活折衝段階

大蔵原案は1955年1月6日に内示された。政調会の活動記録である『政調週報』（以下『週報』）によれば、大蔵省の査定¹³⁾は、母子福祉貸付資金の予算額は4億円、前年より1億円少ない額であった。大蔵省の算定の根拠は、貸付額を前年同額とし、貸付金からの償還金が1億円見込まれるため、4億円としたのである。

この大蔵原案が内示されると、高田は大蔵省に対する復活折衝へと向かった。その際、頼みにしたのが自民党政調会関係者である。特に高田の重要なカウンtpartになったのは社会部会長藤本捨助であった。高田の日記¹⁴⁾から関連する部分を抜粋すると（括弧内引用者）、

予算についての大蔵省査定意見本日内示あり。見返る前に重要な事項につき概要分かる。これに基き自民党政調会代議士工作始める。夜内示案詳細分る。これについ

ての復活要求案打合せ（1956年1月6日の条）

朝周東英雄（自民党政調審議会（以下政審）委員）氏に依岡君の紹介で会う。政調審議会に於て児童問題の為強く発言してもらった様子。これは非常に有効であった。一方厚生部会に於ても10時から開会。復活要求案検討。児童関係は概ねこれにとりあげてもらった様子。これで一段落（1月7日の条）

午前、松野、野田（卯一政審委員）両氏を訪ね予算問題打合せ（1月8日の条）

朝、灘尾尾重政（誠之政審委員）氏に会い予算問題陳情。（1月9日の条）

松野頼三氏を訪ねるも不在。午後藤本氏を訪ね予算案復活要求今後の腹打ち合わせ。予算編成作業仲々に進まざる模様。（1月11日の条）

予算編成、最初に政調が大はりきりできりあげたが意の俣ならず。結局、政府で案を或程度固めてもってこいといふことになり、再び編成の舞台は大蔵省に移る（1月12日の条）。

朝6時近く電話連絡あり登庁。第二項内示の様子を聞く。ちょっぴりは入っているだけ。大平（正芳一内閣部会長）、藤本両氏の意見を聞き、復活要求の考え方を定め、項目決定。（1月13日の条）

予算復活意の俣ならざるにつき保険問題暫く棚上げしてその他の問題を片づけるべき。午後、山下（春江）政務次官、川崎（秀二前厚相カ）、平野（三郎カ）、亀山（孝一）、藤本の諸氏。大蔵省にゆき、次官、主計局長に会い、主要事項につき説明要望。（1月14日の条）

以上の記述からは、高田が藤本と協議して復活要求の方針を固めていたことが分かる。

そして、このような陳情が功を奏したのか、母子福祉貸付金の予算の上積みがなされた。

朝6時近く電話連絡あり。軽い食事の後登庁。直ちに今晩の第三次の内示の模様を聞き復活要求の方針を決める。今日の開示で販売約4円60銭引き上げ、貸付金5千万円増。復活要求の事項をうんとしぼる。（後略）（1月15日の条）

こうして、5千万円の予算が復活し¹⁵⁾、母子福祉貸付金4億5千万が昭和31年度政府予算案に正式に盛り込まれたのである。

（2）法案の事前審査

予算案が確定すると各省庁は法案の内容を確定させる。しかし、厚生省は住宅補修を貸

付対象に加えることをなかなか決定できなかった。それは厚生省が内閣官房に提出した母子福祉資金貸付法改正法の法案要旨から窺える。すなわち、内閣官房が1956年1月23日現在でまとめた「再開後の第24回国会政府提出予定法律案等件名調（内閣官房）」¹⁶⁾によれば、厚生省が提出した法案の要旨は「(1) 高等学校の修学資金の貸付額を七百円から千円に引き上げること (2) 特別の事由がある場合等の貸付金の償還猶予等の措置を講じ得るようにすること」の2点であり、住宅補修は出てこないのである。決定の遅れは、同法案提出後の国会審議における高田の説明からも明らかである¹⁷⁾。

○岡本（隆一引用者）委員（前略）次に住宅補修資金の問題についてお伺いしたいと思いますが、先ほど植村さんの御質問で相当尽されているのでありますけれども、この参考資料の六十一ページを見ますと、三十一年度の貸付予定額というのがございますが、この中に住宅補修資金の金額が載っていないのですが、どこにあるのでしょうか。

○高田（浩）政府委員御指摘のように、これは印刷の誤まりでございまして、一番初め、予算編成の当初、住宅補修の問題については十分話し合いができませんでしたので、こういう姿になっておりますが、これを変えまして、住宅補修につきましては、約二千万円程度の金を予定いたしております。（傍点引用者）

それではいつ住宅補修は法案の中に盛り込まれたのか。結論からいえば、遅くとも2月14日までに厚生省は決定したようである。それは、内閣法制局の『法令案審査録』に残されている母子福祉貸付法改正法案の審査資料¹⁸⁾から推定できる。この審査資料の中に綴じ込まれた「母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の審査内容（昭和31年2月14日厚生大臣官房総務課）」という資料には、官房総務課による次のような審査結果が記されている。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案の審査内容

（昭和31年2月14日厚生大臣官房総務課）

一、第三条第一項改正（貸付金の種類）

住宅補修資金の貸付が、第一条（目的）の「経済的自立の助成」のために図るべき事項であるかどうか、疑問の余地があるが、本貸付金が、現行の貸付金に次いで最もその実施を要望されている点に鑑み、社会保障政策的見地から制度化する趣旨で規定したものであること。

二、（略一引用者）

三、第五条（貸付方法及び利率）の改正

住宅補修資金の償還については、本貸付金の性質上据置期間を設ける必要性が認められないので、原案の据置期間1年は削除したこと。（傍点引用者）

つまり児童局が提案した住宅補修資金の貸付を、官房総務課がしぶしぶ認めたのが2月14日だったと考えられる。

それにしても、なぜ厚生省は逡巡したのか。一つには、官房総務課の説明にあるように法律上の目的に照らして「疑問の余地」があったからであろう。もう一つには住宅補修を入れることで、既存の貸付金に影響することも懸念されたようである。高田は法案提出後の国会審議で次のように答弁している¹⁹⁾。

高田 ただこの母子福祉資金の貸付に関する法律の全体としまして、御承知のように、今まである資金と比べますと、今度の住宅補修資金は、御理解いただいておりますように、多少異質的なものということが言えると思うのでございます。しかもどちらかと言えば、やはり、この住宅補修の資金がほかの資金を無用に圧迫をするということは、これは全体としておもしろくない、考慮しなければならない点だと思っております

このような問題が存在したにもかかわらず、結局住宅補修は追加された。それはおそらく未亡人団体側に強いニーズ²⁰⁾があったからであろう。このこともまた国会審議の中で次のように語られている²¹⁾。

山下（春）政府委員 この住宅補修資金という項目を一つ起しますにつきましては、かねがね先生方の方でも御要望がありましたし、全国未亡人会の非常な強い要望がございました。たまたますでにもう十年一切補修することのできなかった未亡人家庭が、さぞ困っておるであろうというので、事務当局もちようど一緒にこういうことを考えついたのであります。そこで高田局長も鋭意大蔵省に当りまして、新たな道の一つ開くには非常な苦心をいたしました。（傍点引用者）

さて、予算編成段階で決定していなかった住宅補修資金をここで追加したことは、大蔵省との間であつれきを生んだ。高田の日記には、「非常な苦心」の様子が次のように記述されている。抜粋すると、

午後4時、大蔵省に小熊氏を訪ね母子福祉資金貸付法の改正に関し打合せ。(2月20日の条)

午前小熊主計官に午後宮川次長に母子福祉資金貸付に関する改正法律案中、住宅補修資金の問題につき交渉。未だ結論をえず。(2月22日の条)

午前10時大蔵省に中尾課長を訪ね住宅補修資金問題につき打合せ。(中略)午後4時山高(しげり全未協会会長)女史に会い住宅補修資金問題につき打合せ。(2月23日の条)

午前中住宅補修資金問題打合せ。その結果の妥協案を具し午後今松君大蔵省にゆき交渉せるも不調。(2月24日の条)

正午過大蔵省にゆき宮川次官小熊主計官と住宅補修資金問題で交渉(中略)やはり全体としては反対の意向が強い。来週中に決めることにして別る。(2月25日の条)

住宅補修資金の件大蔵省は運用でやれぬかと提言。断る積り(2月27日の条)。

こうして大蔵省との交渉が暗礁に乗り上げる中、高田はいよいよ政治的な解決を試みる。

住宅補修資金問題、大蔵省との関係何れにしても決着をつける為に諸般の準備を整へ、午後、今村課長を伴はして返事を求む。果して先方は不同意。かくて早急に法案をまとめて政調会にかける準備を進める。(2月28日の条)(傍点引用者)

「かくて」という接続詞の使い方からして、高田は政調会の力を借りて、法案の中に住宅補修を入れ込もうとしたようである。

翌日の日記には、「午後、藤本、小島(徹三)、亀山、植村(武一)各議員に会い、母子福祉資金貸付法改正案につき事前打合せ」(2月29日の条)とあり、政調会社会部会関係者²²⁾と調整した様子が記される。そして3月1日社会部会が開かれた。

午前10時から自民党政調会社会部会に於て母子福祉資金貸付の法律付議。住宅補修資金の問題、中央地方の負担割合の問題につき亀山、植村委員から提言。前者はとりあげるが後者は研究という事になる。尚これについては、政調がとりあげる前に厚生省から更に大蔵省に話をする様との事。こういう目論見なりしもの。午後山下政務次官に先方の政務次官に話をする様依頼。夕、大蔵省応諾の旨連絡あり。今村課長を大蔵省に遣わす。(3月1日の条)

この記述は様々な意味で興味深い。第一に、社会部会は住宅補修を追加することを認め、それは大蔵省をして応諾せしめるほどの影響力を持っていたことである。高田は意図的に、政調会の力を利用したのであった。第二に、「中央地方の負担割合」とは、翌年に改正される国庫負担率2分の1から3分の2への引き上げ問題であろう。社会部会はそれを後回し（「研究」）と判断しているわけである。この当時の部会が何を取り上げ、何を取り上げないか、という重要な判断を下していたことが分かる。

さて、その後大蔵省との交渉はほぼ順調に進み、政調審議会、総務会での承認へと進んでいった。抜粋すると、

住宅補助資金の件政務次官を中心として大蔵省交渉。今日も片づかず（3月2日の条）

住宅補修資金の件大蔵省から応諾の旨連絡あり。細目打合せを行はしめる。（3月3日の条）

午後母子福祉貸付資金の法律に関し、母子相談員補助規定削除方大蔵省から申し入れあり。反対の交渉。（3月6日の条）

朝大蔵省に宮川次官を訪問。母子相談員問題交渉。例の母子福祉資金貸付の法律、午前自民党政策審議会、総務会付議。異議なく決定。午後政調社会部会長に報告。午後小熊主計官から電話連絡。母子相談員の件次の機会に改正してもらおう事にして、今回は見送りにし度旨連絡。これで一切決定。（3月7日の条）

3月7日午前政審、総務会の承認が得られたわけであるが、厚生省が同法案の閣議請議を行ったのは3月7日のことである²³⁾。この流れからして、厚生省は総務会の承認を見届けてから、閣議請議へと進んだのであろう。同法案は3月9日閣議決定された²⁴⁾。事前審査の手続きを遵守した法案提出であった。

(3) 国会審議

衆議院における法案審議は、4月19日に委員会で趣旨説明、24日から質疑が行われた。法案は与党内の事前審査で承認を受けており、野党側も反対の理由のない法案であるため、審議は順調に進んだ。ただし社会党は4月28日の法案採決の日、修正案を提出している。それは貸付金の国庫負担率を2分の1から3分2へ引き上げるというものであった。これに対し、未亡人団体とも関係の深い山下春江政務次官は、政府側の意見として次のように述べている²⁵⁾。

○山下（春）政府委員 ただいま提出されました修正案につきまして、その意のあるところはまことに私どもも好ましい御意見と思えますけれども、現実の問題といたしまして、母子福祉の国の貸付金を都道府県繰入額の倍額にいたしまする場合、予算上一億五千万円の増額を必要といたすのでございますが、昭和三十一年度予算成立の現在、これを増額することは困難でございますし、また予算の増額がされないといたしますれば、都道府県繰入額の資金総額の減少を来たす結果となりますので、御趣旨の点はよくわかりますけれども、ただいま適当でないと考えております。

山下も個人の立場からすれば、修正案に同意したいはずである。しかし、予算との関係上、修正案に同意できず、自民党側の反対により修正案は否決された。その一方で自民党議員も趣旨には賛成しているから、次のような付帯決議案を自民党の植村武一が提案し、全会一致で採択された。

附帯決議

母子福祉資金の貸付等に関する法律運営の実績に徴するに、地方財政窮乏の結果、現行の負担割合をもつてしては、所期の目的を達する上において未だ遺憾の点が少くない。よつて、次期予算の編成に当つては、国庫負担の割合を三分の二程度に引き上げべきである。

同法案は委員会において全会一致で可決、5月2日本会議でも可決された。

こうして順調に進むかと思われた法案審議は、参議院において意外な形で危機的状況に陥る。いわゆる教育二法をめぐる与野党の対立を受け、会期終了日前日になっても法案の審議に入れなかったのである。その焦りを高田は次のように記している。

教育法案昨日あがらず。今日に持越され採決は今夜頃となるとの見通しに立てば保険（健康保険法改正法案を指す）も母子福祉もといふ事であだなる望みをもつことは危険と考へ、この際厚生省としては保険の継続審議、母子福祉は通すといふ事に最高方針を定め、その線で説得。社労委を開くことにもってゆくべきだと考へたので、朝来、総務課長、次官、保険局長を説き、国会に行つて、大臣を中心に協議。腹はそれでゆくことになつたが、与党議員は社会党との取引の関係で保険を通すといふ線で交渉を進めて戻るといふ線を崩さない。（後略）（6月2日の条）

健康保険法改正法案は自民党と社会党で対立していた法案である。厚生省としては、健

康保険法は諦め、母子福祉資金貸付法の改正法案に絞ったのであった。その翌日の高田日記。

今日国会の最終日。午前9時半登院。その前電話で母子福祉法案の取扱につき各方面に要談。登院して大臣を中心に保険、継続審議。母子福祉をあげるといふ事与党方面の意向を更に固めることに努力。午前10時半から社労委理事会。正午迄続いて妥結を見ず。午後1時迄大臣政府委員室に來り曰く、党幹部及び社会党幹部間に話合ひたるところ、母子福祉をあげて保険を継続審議にすることに決定したと。そこで木村次官（忠二郎厚生事務次官）は社労委理事及び緑風会にその点に関する考への徹底する様出かけた。結局最終的には選挙、教科書、保険のうち社会党と話つきたる一つを継続審議にすることに決定。その取扱は幹部一任（含みとしては保険にすること—高田）という事に自民党決定。かくて午後3時社労委開会。母子福祉付議大臣の提案説明ののち、藤原（道子）、高野（一夫）、紅露（みつ）、山下（義信）氏等より質疑の後、全会一致で可決、付帯決議を決定。5時近くに終了。直ちに本日の本会議上程の手続をとる。（後略）（6月3日の条）

結局、母子福祉貸付資金の改正法案の参議院での審議は実質2時間である。6月3日際どいところで、同法案は可決成立したのであった。

3. 第26国会における改正過程

(1) 予算編成過程

①概算要求段階

昭和32年度の厚生省の概算要求については、黒木利克「厚生予算の概算要求について」²⁶⁾（黒木は当時厚生省官房企画長室長）に詳しい。これによれば、厚生省は重点施策の一つに「子および高齢者福祉」を掲げ、そのために①国民年金制度の準備、②母子福祉策の拡充化、という対策を準備していた。その②の具体策の筆頭に挙げられているのが、「イ、母子福祉資金の拡充」であり、厚生省は次のような予算要求を行ったという。

母子世帯の更生・援護を図るため、従来生業資金、支度資金、修学資金等の貸付を行っているが、昭和32年度においては特に高等学校および大学の修学資金の貸付限度の引上げを行い、内容の充実を図るほか国庫の貸出率についても従来の2分の1から3分の2に引上げるために必要な経費について予算要求する。

母子福祉貸付金 6 億7899万円（4 億5000万円）（括弧内は31年度予算額—引用者）

厚生省としては第24国会における付帯決議もあるから、3分の2への引き上げの予算要求の環境は整っていたといえよう。

一方、自民党政調会は概算要求後、各省予算の聴取を開始した。自民党側の記録では、社会部会は9月17日に厚生省の概算要求の聴取を行った²⁷⁾。高田日記にも、「午後自民党政調予算小委員会に厚生省の重要施策説明。次官以下各局長出席。先方は周東、福田（越夫政調会副会長）氏等数氏。午後その準備の為次官室で打合せ」（10月18日の条）、「午後1時から自民党政調会に対する婦人局関係の予算説明に立ち会う。」（11月28日の条）と、政調会に対する予算説明に関する記述が残されている。

このように省庁と政調会が情報交換を重ねた後、12月27日社会部会は、「厚生省所管の重要施策とその予算」を決定した。『週報』から要点を引用すると²⁸⁾、

○昭和32年度厚生省所管の重要施策とその予算について

（中略）

当部会は、昭和32年度厚生省所管重要施策の説明を聴取した結果、次の諸施策は民生の安定を図る上において特に重要であるとの結論に達した。

（中略）

三、母子及び老令者福祉

1、母子福祉対策の拡充強化29億4992万円（前年度4億5000万円）

母子世帯のうち約40%が被保護層及び低所得階層であり、その福祉を図ることが現下の急務とされていることにかんがみ、母子世帯の援護更生をはかるため、明年度においては母子福祉資金の貸付限度の引上げ等、内容の充実を行うとともに国庫の貸付率についても、従来の2分の1から3分の2にするため、6億7899万円を計上、ほか、生活保護制度に新たに児童加算制度を設けることとし、これが経費として22億7093万円を生活保護費に計上する必要があるものと認める。（下線部引用者）

社会部会は、厚生省の概算要求通り母子福祉資金として6億7899万、国庫負担の割合を3分の2に引き上げる案を部会案としたのである。残された問題は、政府予算案の中で認められるか否かであった。

②復活折衝段階

昭和32年度政府予算案の大蔵原案は、1月14日に各省および自民党政調会に内示され
第48号（2016）

表3 昭和32年度厚生省所管予算復活要求総括表（第一次）（抜粋）

事項	厚生省当初要求額 (前年度予算額)	大蔵省査定額	復活追加要求額	摘要
母子福祉対策 の実施	29億4992万円	4億5000 万円	24億1093万円	母子福祉資金の充実(貸付補助率の引上等)、生活保護児童加算の新設

出所：『週報（昭和32年度各部復活要求一覧）』から、該当部分のみ抜粋

た。大蔵原案は『週報』でも特集を組んで報じられている²⁹⁾（表3参照）。大蔵原案は、厚生省29億4992万円（「母子福祉対策の推進」）の要求に対し、4億5000万円しか認めていない。大蔵省は新規予算である生活保護の児童加算はゼロ査定、母子福祉貸付資金は前年同額しか認めなかったのである。

大蔵原案の内示を受けると、高田は例によって政調会と連携して復活折衝を始める。1月14日以降の高田日記の関係部分を紹介すると、

午後3時半から予算閣議。大蔵省内示案の付議。そのあと各局に内示。（中略）会計課長の大蔵省からの帰庁午前1時過ぎ。夜から朝にかけて復活要求の案をねる。（1957年1月14日の条）

会計課長の大蔵査定の説明を企画課長などが聞いて帰ったのは既に午前3時過ぎ。それから報告を聞いて復活要求の方針を打合せ。決定したのは夜明け。6時半頃帰宅。直ちに就寝9時まで。10時半頃登庁。11時藤本捨助氏を訪ね打合せ。政調会の幹部を往訪予算要求打合せ。（1月15日の条）

午前10時政調社会部会開かれ各局長と共に出席。午後1時半頃終了。午後松野氏外政調関係者往訪。第一次復活要求案午後7時頃から大蔵省へ説明。（1月16日の条）

朝塚田政調会長をたずね予算問題を話す。午前倉石忠雄氏を訪ねて保育所関係依頼。午後1時から政調会に於て社会部会関係の説明。午後1時から林（讓治）、益谷（秀次）両氏から塚田会長に対し予算上の希望をあるにつき、林先生に予算内容話す。午後6時政調一応閉会の機会に周東、松野氏等に再度依頼。午後8時過ぎ退庁。（1月17日の条）。

社会部会はこうした協議を経て1月18日復活要求の方針を固めた。表3は政調会がまとめた「昭和32年度厚生省所管予算復活要求総括表（第一次）」の抜粋である。復活要求追加額24億2千万円の中で、母子福祉貸付金の占める額は不明である。しかし、この24億2千万に大蔵省査定額4億5000万円を足せば、厚生省の概算要求額（29億5千万）にはほぼ等しくなる。おそらく、社会部会は厚生省の概算要求通りの予算を組むよう要求したの

であろう。

さて、それでは高田らの復活要求は認められたのか。結論からいえば、表1で示したように、母子福祉貸付金として5億9000万円の予算が認められ、それは国庫負担率を3分の2に引き上げることを意味していた³⁰⁾。高田らの要求は大枠認められたことになる。

それでは、なぜ認められたのか。高田日記を読む限り、それは復活折衝過程に生じた政治力学、すなわち自民党反主流派による低所得者層への対策強化を求める圧力が、強く影響しているようである。迂遠な説明になるが、予算復活までのプロセスを論じていこう。

その流れを作ったのは、河野一郎・北村徳太郎らを中心とする派閥、春秋会であった。1月19日春秋会は会合し、昭和32年予算編成方針に対する態度を協議した結果、「消費者米価引き上げには断固反対する」とした上で、4項目の決議を発表したが、その中には「二、社会保障費の不足とくに低所得国民層対策費、児童措置費、母子福祉対策費、国民皆保険措置費を大幅に増額する」という一項も含まれていた³¹⁾。河野ら反主流派は低所得層対策を旗印に、政府与党執行部を公然と攻撃したのであった³²⁾。

党内実力者河野の攻撃の前に、与党執行部としても母子福祉政策に何か対策を打つ必要を感じたのであろう。高田は政調会執行部から呼ばれ、次のような要請を受ける。1月19日の高田日記。

(前略) 午後5時頃 (?—高田) 政調会の福田赳夫氏より電話あり。母子福祉のことで相談したいのでプリンスホテルに来てくれと。生活保護との関係がありそうなので安田(巖) 社会局長と共に行く。塚田政調会長以内政調の最高幹部揃って打合せ。第一に生活保護から母子家庭の分を切り離して別建に出来ぬかという事。第二に何とか母子年金を打ち出せないかといふ事を中心に協議。即ち米価運賃^{ママ}の引上げを行うに
 ■■■^(不明)ボーダーライン層に対し何かパツとした施策をやりたい。それは生活保護の枠内でやるやうな事でなく母子年金といったものを打ち出したいといふ非常に強い希望である。これに対し吾々二人がどちらかといへば消極的な応答をしたので不満げであった。何か案を至急考へてくれといふわけである。帰庁して次官室で次官中心に協議したところ、一向は極めて消極的である。その一つの理由は今出している厚生省予算がそちらに喰はれては大変といふこと。それから案自体も難しいといふわけである。先方のあの勢からすると何かやらされるといふ感じは、安田氏も僕も同感なるも左様の次第で後日断りにゆくことに決める。(後略)

補足すると、米価、鉄道運賃を引き上げると低所得者層である母子家庭に深刻な影響を与える。それを緩和するために、政調会執行部は厚生省が予算要求すらしていない「母子

年金」を準備するよう求めたのである。しかし、厚生省は他の予算との兼ね合いから、あるいは法案としての難しさ³³⁾からこれを断ることにしたのであった。1月20日高田は厚生省の意向を伝えるべく、政調会幹部のところへ出かける。

(前略) 社会局長と共にプリンスホテルに例の母子年金問題の返事に出かける。福田、野田氏等中心になって聞かれ、こちらはやわらかく断る。先方は失望の態で後味は余りよくなかった(牛丸、黒木氏同行—高田)。何か代案をと思ひ、結局貸付金に小口の生活資金を加へ更に母子寮の拡充、母子住宅の家賃補給等を内容とした母子福祉法を作るといふ考へをまとめる。(1月20日の条)

こうして一度断った母子年金構想であるが、翌日別のルートから蒸し返される。

(前略) 夜10時頃、大臣室に幹部集合。政調幹部から神田大臣に話があったらしく何とか母子年金やれといふわけである。基本的な考へは生活保護受給者を除き、ボーダーライン層の母子家庭に対し年金といふ名のつく金をやりたい。その総額は十五億以内とするという話である。甲論乙駁事務的見地から様々議論があったが、結局大臣の積極意向に従ひ、至急案をまとめることになる。児童局にかへり徹夜で策案の態勢をととのへる。法律案要綱は今村課長に予算上の計数は母子福祉課のメンバーにといふ割りふりで準備にかかる。(1月21日の条)

こうしてしぶしぶ政治の論理に従い、母子年金の法案作成に入った高田であったが、その翌日話は三転する。

法律案要綱も出来たし予算の推算も出来たが事務費が馬鹿に多くかかる。この点で神田大臣と一もん着を起した。此の日、日比谷の国際日活会館で大臣、次官による予算折衝が行はれ、この案を持ち出し大蔵省側に話したところ、大蔵省側は猛烈に反対したらしい。

午後四時から政調社会部会が開かれ、この母子年金問題付議、山下、永山(忠則)氏等から積極的発言があったが、大橋(武夫)氏等からは手酷くその非なるを力説、その他自重論もかなり強かった。結局従来厚生省から出している予算の成立を推進するという事になって、この案については結論がすっかりしなかった。(1月22日の条)

大蔵省が母子年金に反対するのは当然としても、社会部会も政調会執行部から降りてき

た母子年金案に強く反対、既定の方針通り、厚生省の概算要求を基礎とした予算復活を目指すことになったのである。そして、その22日の夜、大蔵省は厚生省の予算要求に歩み寄ってきた。新聞報道によれば³⁴⁾、「厚生省予算のうち特に社会保障関係費は最後まで難航していたが、22日夜にいたり（中略）若干ずつ増額修正されて決定をみるにいた」り、「低所得者対策一世帯更生資金、医療費貸付金はそれぞれ1億円ずつ増額が認められ、また母子福祉資金の貸付補助率も2分の1から3分の2に引き上げられた」という。社会部会が従来予算案で要求すると決定した直後に、大蔵省は歩み寄ってきたわけである。大蔵省と社会部会責任者との間で何らかの取引があったことが推測されるタイミングである。

ともあれ、こうして、児童局の宿願であった3分の2への引き上げは達成された。高田は復活折衝を振り返り、次のような感慨を記している。

（前略）結局児童局の母子年金一連の作業は無駄に終わった格好だが、それがあて馬になって社会局の予算がは入った事は結果としてよかったと思ふ。（中略）児童局は前年度に比し約8億1千万円の増で約77億余。然も新規のものがは入り従来の懸案の幾つか明解決した事は詢に喜ばしい。他局からは羨ましがられる所以である。（1月26日の条）

（2）法案の事前審査

政府予算案が固まり、各省は内閣官房に提出予定法案の要旨を提出した。今回の改正の場合、すでに3分の2への引き上げは大蔵省とも調整済であるから、1月28日内閣官房がまとめた「第26国会提出予定法律案、条約の件名調」中の法案要旨には、「都道府県に対する国庫貸付率を引き上げること」と明記されている³⁵⁾。

自民党政調会の事前審査も無風で進んだ。高田は2月18日社会部会に法案を付議したが、日記には「午前10時政調社会部会、児童福祉法改正案、母子福祉資金貸付に関する法律の一部改正案等付議。承認を求める。（2月18日の条）」とあるだけで、部会の反応は記されていない。しかし、予算編成時に社会部会は3分の2への引き上げを承知しているから、反対は出なかったであろう。政審の審議はその翌日に開かれた。日記には「午前10時過自民党政調審議会に於て二法案付議。異議なく決定。」（2月19日の条）とあり、政審もスムーズに通過したことが分かる。そして総務会では、2月20日午前11時から母子福祉貸付資金の改正法案を審議する旨、『衆議院公報』で告知されている³⁶⁾。話の流れから判断して、総務会も問題なく通過したと思われる。

2月21日厚生省は同法案について閣議請議を行い³⁷⁾、2月22日同法案は閣議決定されて第48号（2016）

いる。母子福祉貸付資金の改正法案は、第26国会においても事前審査の手続きに沿って閣議決定されたのであった。

(3) 国会審議

国会審議も順調に進んだ。衆議院社労委では3月15日趣旨説明、20日に質疑が行われたが、質疑はその1日だけであった。与党は法案を事前審査の段階で承認しているし、野党も第24国会において3分の2への引き上げの付帯決議に賛同しているわけだから、問題は発生しないはずである。高田もこの日の日記に「午前十時から午後も引き続き衆議院社労委に出席、母子福祉貸付金に関する改正法律案審議。保健所、結核に関する質疑多く、母子福祉関係は珍らしく質問が少なかった」（3月20日の条）と審議の様子を記している。かくして法案の質疑は簡単に終了、22日の全会一致で委員会を通過し、本会議では3月26日に可決した。

参議院の委員会の実質審議は4月6日の1日だけであった。ここでは施行期日に関する技術的な修正がただけで、全会一致で可決、高田も「母子福祉貸付の法案質疑の後、全会一致で可決決定」（4月6日の条）と日記に書くだけであった。4月8日参議院本会議は法案を可決、翌日の衆議院本会議は参議院側の回付案を全会一致で可決した。

4. おわりに

本稿は自民党結党直後の事前審査の実態を具体的に明らかにするため、母子福祉資金貸付法の改正過程の事例研究を行った。結論を整理すると以下の通りとなる。

第24国会における改正のポイントは、貸付対象に住宅補修を追加することであった。問題は厚生省が予算編成段階でそれを正式決定していなかったために生じた。高田は政府予算案決定後、大蔵省との間で調整に苦勞したが、最終的には政調会社会部会の審査に持ち込み、住宅補修の追加を認めさせようとした。社会部会は高田の期待通りこれを認め、そこからこの案件は厚生省ペースで進んでいった。住宅補修資金の追加は、厚生省の発案、社会部会の後押しで実現したのである。

第26国会における改正の要点は、国庫負担を3分の2へ引き上げることにあった。社会部会は12月末厚生省の概算要求通り、3分の2の国庫負担を求める決定をし、年明けの復活要求の際も厚生省を支援した。紆余曲折を経てこの要求は認められ、政府予算案の中に盛り込まれた。こうした調整を経た後、母子福祉資金貸付法の改正法案が自民党の事前審査に付されたのである。それゆえ法案の事前審査は社会部会、政審、総務会いずれにおいても無風で進み³⁸⁾、改正法案は成立に至った。

最後に本事例の合意を整理しておきたい。第一に、本稿が取り上げた事例は政治的に調整の必要性の低い案件³⁹⁾であったが、それにもかかわらず、事前審査の手続きを踏んで法案は提出された。自民党政権における事前審査は、結党直後からかなり包括的に実施されていたように思われる。第二に、本事例からは、当時の政調会が官僚にとり予算の獲得、政策の実現を目指す上で軽視できない存在であり、決して名目的な存在ではなかったことが分かる。「在宅補修」を貸付対象に加えることや、国庫負担率の引き上げは、社会部会の後押しがあって可能になったものである。1950年代の自民党政権の実像は、今後さらに慎重に検討を進める必要があるといえよう。

注

- 1) 事前審査とは、政府が予算案法案等を閣議決定する際、与党の事前の承認を必要とする政策決定手続きである。自民党政権の中で慣習として定着し、制度として機能するようになったこの手続きを、事前審査制と定義する（奥健太郎、河野康子編『自民党政治の源流—事前審査制の史的検証』、吉田書店、2015年、2頁）。
- 2) 筆者は「事前審議」と「事前審査」という用語を使い分けている。前者は事前了承が閣議決定の条件となっていない審議、後者は閣議決定の条件となっている審議である。自民党政権の場合、政調会の事前了承が閣議決定のための条件となったため、「事前審査」という用語を用いた。
- 3) 政治家の視点からみた事前審査制の事例研究として、奥健太郎「自民党結党直後の政務調査会—健康保険法改正問題の事例分析—」（2016年8月『年報政治学』査読通過、掲載号未定）。
- 4) 母子福祉資金貸付法の内容は、厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』（厚生問題研究会、1988年）1237頁、厚生省児童局編『児童福祉10年の歩み』（日本児童問題調査会、1959年）、120-122頁参照。なお母子福祉貸付資金については樽川典子「母子福祉資金貸付の歴史」（『母子研究』5号、1982年）が貸付状況の推移等を長期的な視点で分析しているが、同法の制定、改正の政治過程を分析した研究は見当たらない。
- 5) 守田厚子『生きてきた道—母子福祉ひとすじに歩んだ女の人生』（ぎょうせい、1995年）、112頁。守田は全未協の副会長を1952年の同会結成時から務め、1967年には会長に就任した。
- 6) 「第1章国民の生活はいかに守られているか」の第4節1項「母子福祉」内の記事より引用。その内容は、厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/ から確認（2016年4月2日閲覧）。
- 7) 財政調査会編『国の予算』昭和31年度版、32年度版（同友書房、1956年、1957年）。
- 8) 奥「自民党政務調査会の誕生」（前掲、『自民党政治の源流』、230頁）。
- 9) 佐藤誠三郎・松崎哲久『自民党政権』（中央公論社、1986年）、90頁。
- 10) Ellis S. Krauss, Robert J. Pekkanen, *The Rise and Fall of Japan's LDP*, (Cornell University Press, 2011), p.162.
- 11) 「31年度社会福祉関係予算復活概況」（『社会事業』、1956年2月）。
- 12) 『第24国会衆議院社会労働委員会議事録』、1955年12月23日。
- 13) 『週報』1956年1月5日～1月24日号、3頁。

- 14) 「高田浩運日記」(国立国会図書館憲政資料室蔵『高田浩運文書』)。以下、文脈から高田日記からの引用であることが明らかでない場合、個別に出典は記さない。また漢数字は英数字に旧漢字は新漢字に直したが、旧かなづかいは原則的にそのままとした。
- 15) 前掲「31年度社会福祉関係予算復活概況」でも、1月15日の内示で5千万増額され4億5千万となったが、「なおこれに対し5億円確保を要求」として記録されている。
- 16) 「次官会議資料綴(昭和31年1月23日～1月26日)」(国立公文書館蔵『閣議・次官会議資料綴』, [請求番号]平14内閣00558100)。
- 17) 『第24国会衆議院社会労働委員会議事録』, 1956年4月26日。
- 18) 「母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律」(国立公文書館蔵『法令案審査録』の「第24回・昭和31年厚生省設置法等の一部改正外5件」, 請求番号・平14法制00684100)。
- 19) 『第24国会衆議院社会労働委員会議事録』, 1956年4月27日。
- 20) 前出の守田は、この時の大蔵省主計官への陳情を大略、次のように振り返る。母子家庭には家を新築するような力はもちろんないから、「傷んだ箇所を直すか雨漏りを防ぐ、あるいは小さな部屋を建てますくらいの補修資金を貸していただきたい」とお願いした。それに対し主計官は「雨はどの家にも降る、未亡人の家だけに降るのではない」という返答であった。そこで守田らは、母子家庭はその日の糧にも不自由しており、雨漏りを直してくれる夫もいない、その分を国に補っていただきたいと重ねてお願いして、住宅補修資金が制度化された、と回想する(前掲、『生きてきた道』, 113-115頁)。
- 21) 『第24国会衆議院社会労働委員会議事録』, 昭和31年04月27日。
- 22) 2月29日の条に名前の挙がっている人物は、母子福祉貸付資金法案の審議時点でいずれも衆議院社会労働委員会に所属する議員である。常任委員会の議員を対応する部会メンバーとする方式は、自民党結党ともに決定されているから(前掲, 「自民政務調査会の誕生」), 彼らはいずれも社会部会の議員ということになる。
- 23) 前掲, 「母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律」(『法令案審査録』)の中に「厚生省発第29号 昭和31年3月10日厚生事務次官発」という資料があり、そこに「昭和31年3月7日厚生省発第25号をもって閣議請議した標記の法律案」に誤りがあるので訂正を求めた、との表現がある。そこから3月7日に請議したことが分かる。
- 24) 閣議決定の日付は、『官報情報検索サービス』より確認した。
- 25) 『第24国会衆議院社会労働委員会議事録』1956年4月28日。
- 26) 『市政』, 1956年11月。
- 27) 「政調の動き(9月中)」(『政策月報』, 1956年10月)。
- 28) 『週報』1956年12月23～12月29日号。
- 29) 『週報(昭和32年度各部復活要求一覧)』。同号に発行年月日は記されていないが、国立国会図書館の同資料マイクロフィルムの撮影順から、昭和32年1月中旬に発行されたものと判断される。
- 30) 神田博厚相は、厚生省の昭和32年度予算説明をした際、「従来行なって参りました母子福祉資金の貸付額に対する補助率を、地方財政の現状にかんがみ、二分の一から三分の二に引き上げる等の処置を講じて、前年より一億四千万円を増加して五億九千万円を計上しております」と説明している(『第26国会衆議院社会労働委員会議事録』, 1957年2月8日)。
- 31) 『読売新聞』, 1957年1月20日。

- 32) 社会党も1957年1月11日党独自の予算編成方針を発表し、その中には「(ロ) 社会保障 国庫負担を増額して3カ年計画で国民全部への医療保障を実現し(中略)、老人、母子世帯、身体障害者に対する無きよ出年金制の実施に着手し低所得階層の防貧施策を積極的に行う」との一項もあった。
- 33) 前出の黒木利克は、「老齢年金・母子年金」(『社会事業』1957年6月)の中で、母子年金を求める声が世間に多いことに触れ、「母子のみをとり上げて他の階層よりも手厚い処遇を、なかならず所得補給を取えてするという理由」は「充分なものではない」としている。厚生省が消極的だったのは、こうした問題に由来すると考えられる。
- 34) 『読売新聞』, 1957年1月23日。
- 35) 「第26国会提出予定法律案, 条約の件名調」(「次官会議・昭和32年1月28日」)(国立公文書館蔵『閣議・事務次官会議等資料』, 請求番号・平14内閣00784100)。
- 36) 『衆議院公報』(1957年2月19日)の「広告」欄。
- 37) 「母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案」(国立公文書館蔵『法令案審議録』の「第26回・昭和32年厚生省設置法の一部改正案他7件」請求番号・平14法制00691100)。
- 38) 自民党政権の法案の事前審査とは通常「無風」で、すなわち一種の儀式として進むようである。自民党職員として1980年代から2000年代の政調会の審議を長く見てきた中丸到生氏は、筆者のインタビューに次のように答えている。
- 「奥:(前略)中丸さんのご記憶からして、一つの法案というのは部会の中で、大体、何回ぐらい審議するものなのでしょうか。一回で、通ってしまうものなのでしょうか。政府提出法案の場合ですけれども。
- 中丸 政府提出法案は大体一回です。ひどいのは部会を開いて、一〇～二〇分で終わってしまいますよ。役所の局長や審議官が説明して、「ご意見ありませんか」と言っても、ほとんどないわけです。事前に部会の主だった先生方のところに、役所が説明に行っているわけです。そうすると、部会長が「今、説明終わりましたけど、ご意見ありますか」、「異議なし」、「はい、終わります」という感じで、ひどいのは一〇分かからないです。あとは政審、総務会はいわゆる「ところてん」ですから、一突きでパッといっちゃうという。そういう話ですから、トータルでどのぐらいかかったかと言われると、部会が一〇分、一五分で上がる法案は、政審・総務会はそれぞれ五分ですね。お経文を読んで終わりです。部会というのは、役人が法案の細かい要旨の説明をしますけど、政審や総務会は部会長が法案要旨のお経文を三分ぐらいで読み上げるだけですから」(『自民党職員の回想談・中丸到生氏(元自民党政調会長室室長)談話速記録』, 2011～14年度文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書, 206頁)。
- 中丸氏の証言は1980年代以降の政調会の記憶ではあるが、高田の日記を読む限り、高田たちの時代とそれほど違いはないように思われる。
- 39) 前掲「自民党結党直後の政務調査会」は、本稿とは対照的に政治的に大きな問題となった案件の事前審査について分析した論文である。